

静岡市の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則

平成 17 年 4 月 1 日

規則第 87 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 8 条、第 12 条及び第 14 条の規定に基づき、市の締結する契約のうち特例政令の適用を受けるものの取扱いに関し、静岡市契約規則（平成 15 年静岡市規則第 47 号）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

(競争入札参加者の資格審査等)

第 2 条 市長は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 5 第 1 項又は第 167 条の 11 第 2 項の規定により一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、別に定めるところにより随時に、その申請に基づいて一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者が当該資格を有するかどうかの審査を行うこととし、その結果をその者に通知しなければならない。

2 市長は、前項の審査の結果に基づき、当該資格を有する者の名簿を作成するものとする。

3 前 2 項の場合において、指名競争入札に参加する者に必要な資格が一般競争入札に参加する者に必要な資格と同一である等のため、指名競争入札に参加する者の資格の審査及び名簿の作成を要しないと認めるときは、指名競争入札に参加する者の資格の審査及び名簿の作成は、一般競争入札に参加する者の資格の審査及び名簿の作成をもって代えるものとする。

4 特例政令第 4 条に規定する公示は、静岡市報に登載することにより行い、その公示において、次に掲げる事項についても明示しなければならない。

(1) 調達する物品等又は特定役務の種類

(2) 第 1 項の申請の方法

(3) 第 1 項の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(一般競争入札の公告)

第 3 条 特例政令第 6 条に規定する公告は、入札期日の前日から起算して少なくとも 40 日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札については、24 日前）に静岡市報に登載することにより行わなければならない。ただし、急を要する場合には、その期間を 10 日までに短縮することができる。

(指名競争入札の基準及び公告)

第4条 市長は、特定調達契約について、指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者のうちから指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準を定めなければならない。

2 特例政令第7条の公示は、前条の規定の例により行わなければならない。

3 前項の公示は、特例政令第6条の規定により一般競争入札について公告をするものとされている事項のほか、第1項の基準による指名競争入札において指名されるために必要な要件についても、行うものとする。

4 特定調達契約に係る施行令第167条の12第2項の規定による通知は、入札期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る指名競争入札については、24日前）にしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。

(公告又は公示をする事項)

第5条 市長は、特例政令第6条の公告又は特例政令第7条の公示（以下「公告等」という。）において、当該公告等に係る特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び契約の手続において使用する言語を明示するほか、次に掲げる事項を英語で記載するものとする。

(1) 調達する物品等又は特定役務の名称及び数量

(2) 入札期日

(3) 公告等に係る特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称

(公告等に係る競争入札に参加しようとする者の取扱い)

第6条 市長は、特定調達契約について公告等をした後、当該公告等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者から第2条第1項の申請があったときは、速やかに、同項の審査を行わなければならない。

2 市長は、前項の場合において、開札の日時まで当該審査を終了できないおそれがあると認めるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

3 市長は、特定調達契約に係る指名競争入札の場合においては、第1項の審査の結果、指名競争入札に参加する者に必要な資格を有すると認められた者のうちから、当該指名競争入札において指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その者に対し、当該指名競争入札について必要な事項を通知しなければならない。

4 市長は、第1項の場合において、申請をした者から入札書が同項の審査の終了前に提出されたときにおいては、その者が開札の時に、一般競争入札の場合にあっては一般競争入札に参加する者に必要な資格を有すると認められていることを条件として、指名競争入札

の場合にあつては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

(郵便による入札)

第7条 市長は、特定調達契約について、郵便による入札を禁止してはならない。

(入札説明書の記載事項)

第8条 特例政令第8条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 特例政令第6条又は第7条の規定により公告又は公示をするものとされている事項(特例政令第6条第5号に掲げる事項を除く。)
- (2) 調達する物品等又は特定役務の仕様その他の明細
- (3) 開札に立ち会う者に関する事項
- (4) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (5) 契約の手続において使用する言語
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(落札者の決定の通知等)

第9条 市長は、特定調達契約について一般競争入札又は指名競争入札により落札者を決定した場合に、落札者とされなかった入札者から請求があつたときは、速やかに、次に掲げる事項を当該請求をした入札者に書面で通知するものとする。

- (1) 落札者を決定した旨
- (2) 落札者の氏名及び住所
- (3) 落札金額
- (4) 当該請求をした入札者が落札者とされなかった理由(当該請求をした入札者の入札が無効とされた場合にあつては、その理由)

(落札者等の公告)

第10条 市長は、特定調達契約について、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に次に掲げる事項を静岡市報で公告しなければならない。

- (1) 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
- (2) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- (3) 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- (4) 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- (5) 落札金額又は随意契約に係る契約金額

- (6) 契約の相手方を決定した手続
- (7) 一般競争入札又は指名競争入札による場合には、公告等を行った日
- (8) 随意契約による場合には、その理由
- (9) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月27日規則第22号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。